

※Q & Aは必要に応じて随時更新する予定です。最新のは市ホームページでご覧ください (<http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/index.cfm/11,44147,71,html>)

Q 1 栃木県の取組宣言運動とはどのようなものですか。また、参考にするガイドライン、掲出する宣言書・ステッカーはどこで確認することができますか。

A 1 栃木県のホームページで確認ください。

- ・栃木県の「新型コロナ感染防止対策取組宣言」運動の詳細（ステッカー、取組宣言書の様式もここで確認できます）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/sengen/torikumisengen.html>

~~・業種別「感染防止対策取組宣言（例）」一覧~~

~~<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/torikumisengen-ichiran.html>~~

- ・業種別ガイドライン

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/gyousyubetsuguidelines.html>

▼申し訳ありません。上記でお示した『業種別「感染防止対策取組宣言（例）」一覧』のページは、「業界団体用の取組宣言書」のものでした。「事業者用の取組宣言書」の様式（業種に関係なく統一のもの）は、上記の『栃木県「新型コロナ感染防止対策取組宣言」運動の詳細』のページのほか、市のホームページでもダウンロードできます。なお、取扱宣言書、ステッカーについては下記により取扱ください。

- ・取組宣言書…取組宣言書の内容を確認し、各業界団体のガイドラインや取組宣言等に沿った「具体的取組」を書き加え、「施設名（事業所名）」を記載し、事業所内の任意の場所に掲出
- ・ステッカー…来客者から見える店頭などに掲出

※ インターネットがご利用になれない等の理由により、ガイドライン・取組宣言書・ステッカーが入手できない方は市役所商工観光課（TEL0287-83-1115）までお問合せください。

(R2.10.29 改正)

Q 2 ウイルス除去機能付きの空気清浄機を購入しましたが、ガイドラインは読んでいません。支援金の支給を受けることはできますか。

A 2 本制度は、市内事業者の自主的な感染拡大防止の取組を推進することを目的としています。従って、申請するすべての事業者の方にガイドラインは確認していただくこととなります。なお、お尋ねの件ですが、購入後にガイドラインを確認していただいた場合でも、支援金の支給を受けることは可能です。

Q 3 当方、医療法人ですが支援金の支給を受けることができますか。

A 3 大変申し訳ありませんが、本制度は中小企業基本法に規定する中小企業者のうち、商工業を営む事業者の方を対象としております。お尋ねの医療法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合など、中小企業基本法上の中小企業に該当しない法人等は対象になりません。

Q 4 栃木県の取組宣言運動が始まる前に設置した設備があります。支援金の対象とすることができますか。

A 4 令和2年4月以降にコロナ感染防止対策として設置・改修などを行い、支払いが了しているものは対象となります。

Q 5 非接触型体温計を5月に3万円で購入し、入店者の検温に利用していましたが、一つでは団体客が来店した際に混雑が生じてしまうため、この制度を利用して同じものをもう一台購入しようと考えています。支援金の支給を受けることができますか。

A 5 令和2年4月以降にコロナ感染防止対策として購入したものであれば、複数回に分けて購入したものであっても、対象となる費用に計上できます。すべての取組で支払った費用の合計額が5万円以上になれば、支給要件を満たすことになります。

Q 6 店舗兼住宅のトイレを和式から洋式に改修しました。対象になりますか。

A 6 本制度は、あくまで事業所での感染防止対策が対象となります。件のトイレが、家族だけでなく、従業員や来客者が使用するものであるならば対象となります。

Q 7 換気窓設置はどのような場合が対象となりますか。

A 7 窓のなかったところに新たに窓を取り付ける、あるいは既存の窓を大きなものにつけかえるなど、換気が改善することが見込まれる場合は対象になります。なお、採光用の窓、飾り窓など換気を主たる目的としていない窓を設置した場合は、対象になりません。

Q 8 網戸設置はどのような場合が対象になりますか。

A 8 網戸のなかった窓に新たに網戸を取り付けるなど、換気が改善することが見込まれる場合は対象になります。単なる網戸の張替は、改善にはなりませんので、対象になりません。

Q 9 非接触型自動水栓とは何ですか。

A 9 非接触型自動水栓とは、赤外線技術などを用いてハンドル（開閉を行う栓）に触れずに、手をかざすことなどにより自動で蛇口から水道水を出す製品です。既存の蛇口をこれに取り換えた場合や、新たに設置した場合は支援金の対象となります。なお、蛇口の設置に直接関係のない配管工事などは対象になりません。

Q10 対象期間中に新たにキャッシュレス決済システムを導入しました。どのような費用を計上できますか。

A10 キャッシュレス決済を導入するために整備した端末等の購入費（買取の場合はシステム代も含む）が計上でき、キャッシュレス決済の使用料や手数料などの経常経費は計上できません。

Q11 キャッシュレス決済を導入しましたが、タブレットを用いたシステムです。導入費用のうちタブレットの代金分は汎用性が高いということで対象にできませんか。

A11 汎用性が高く、感染防止対策でない取組に流用できる備品等の購入費については、計上の対象外としているところですが、本件のようにシステムの一部として必要不可欠なものについては、その費用についても計上しても構いません。

Q12 飛沫を防止するためにパーテーションボードを木材やビニールシートなどの消耗品を購入し、自前で設置しました。この消耗品費を費用に計上してよろしいですか。

A12 設備の設置を自前で行うために購入した材料費は対象としていただいて結構です。

Q13 消毒液自動噴霧器に予め消耗品である消毒液がセットされた状態で販売されていました。消毒液分の費用は対象になりませんか。

A13 設置する設備の一部として購入した消耗品は対象としていただいて結構です。お尋ねのケースのほか、空気清浄機のフィルターや触媒、非接触型体温計の電池などは、設備と一体で購入し、設置したものは対象になりますが、別途購入した場合は対象になりません（同時に購入すればよい、ということではなく、初期装備品として附属している消耗品込みの価格で本体の価格が設定されている場合に限り、その消耗品の価格も含めて計上してよい、ということになります。）。

Q14 感染防止対策を講じたために支払った費用がありますが、領収書が手元にありません。この分は計上することはできませんか。

A14 支払を証する書類については領収書の写しがベストですが、これがない場合は「申請者の支払いであること」「支払いの内容」「支払い額」「支払った日付」の確認できるものであれば、例えば支払台帳などの書類の写しを代わりにご提出いただければ問題ありません。

Q15 例示された感染防止対策の多くに取り組んでいます。対象費用整理簿には取り組んだすべての対策について記載する必要がありますか。

A15 支援金は、5万円以上の費用を支払ってガイドラインに沿った感染防止対策を講じた事業所さんに支給されます。従って、市としては5万円以上の費用を支払っていることが確認できれば足りるため、すべての対策について記載していただく必要はありません。

Q16 添付する「設置した設備等の写真」と「掲出した取組宣言書とステッカーの写真」ですが、写真店で現像したものでなければ認められませんか。

A16 写真専用の用紙に印刷したものでなくても、例えばコピー用紙に印刷したものであっても構いません。

Q17 添付する「設置した設備等の写真」を撮影する際の注意点はありますか。

A17 事業所内に設置していること、また、実際に設置した設備等が何であるかが分かるように、さらに複数設置した場合はその数が確認できるように撮影した写真を提出してください（1枚の写真で表現することが難しければ、近景のものと遠景のもの両方を撮影するなど、複数の写真で表現してください）。

Q18 添付する「掲出した取組宣言書とステッカーの写真」を撮影する際の注意点はありますか。

A18 「取組宣言書」については、事業所内に掲出していることが分かるように、「ステッカー」については来客者から見える店頭等に掲出していることが分かるように撮影してください。

Q19 空気清浄機はどのようなものが対象になりますか。

A19 単なる空気清浄機は対象になりません。「ウイルス除去機能」「ウイルス抑制機能」等、空気中のウイルスに対する何かしらの改善効果が見込めるものが対象となります。空気清浄機を対象とする場合は、そのことを説明したカタログや取扱説明書などの写を添付していただくことになります（領収書等にかかれた型番が、カタログ等でウイルスに関する改善効果が見込める商品のものであることが確認できる必要があります）。

(R2.10.27追加)

Q20 1月22日から公募が始まる栃木県の「地域企業感染症対支援補助金」の申請を予定していますが、可能であれば市の支援金も申請したいと考えています。両方の申請はできませんか。

A20 対象となる事業が重複する場合は、どちらかのみに申請していただくこととなります。例えば、県の補助金を使ってサーモカメラを設置した場合は、このサーモカメラの設置費を市の支援金の対象費用に計上することはできません。逆に、対象とするモノが別のものであれば、両方に申請していただくことは可能です。

(R3.1.18追加)

Q21 市内の申請する飲食店経営者ですが、県の要請に応じて1月15日から時間短縮営業しているため、県の時間短縮協力金の申請を予定しております。この場合、市の支援金の申請することはできませんか。

A21 県の「新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金」は、県の要請に応じて時間短縮営業にご協力いただいた事業者に対し支給される協力金であり、市の支援金と性質の異なるものになります。それぞれの要件を満たす場合は、それぞれに申請していただいて問題ありません。

(R3.1.18追加)